

22 日 獣 発 第 339 号
平成 23 年 2 月 23 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会 長 山 根 義 久
(公印及び契印の押印は省略)

高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う飼養衛生管理の指導・徹底 及び口蹄疫に対する防疫体制の強化

今般、平成 23 年 2 月 14 日付け 22 消安第 8947 号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添写しのとおり通知がありました。つきましては、貴会関係者に周知方お願いします。

このたびの通知は、①高病原性鳥インフルエンザの発生については、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第 38 回家きん疾病小委員会において、全国すべての養鶏農場における野鳥及び野生動物の侵入防止対策や鶏舎入出時の消毒の徹底とともに、死亡鶏の増加による早期発見・通報に努め、本病ウイルスの侵入防止まん延防止に努める必要がある旨提言がなされたが、愛知県新城市において、先般の発生に設定された移動制限区域外での疑似疾患が確認されたので、農場衛生管理の一斉点検等の防疫対策の徹底・強化等に万全を期すこと、また、②口蹄疫については、石川県での疑い事例は検査の結果、陰性であったが、韓国釜山広域市での発生、さらに北朝鮮での発生が確認された旨 OIE へ通報がされたことから、我が国への侵入リスクは引き続き極めて高い状況にあり、これらの状況等を広く畜産関係者へ情報提供し、発生時の早期通報の指導の徹底と、円滑な防疫措置を講じるため、市町村役場・農協など関係機関との情報共有及び連携強化について、都道府県知事に求めたので、本会あて家畜防疫の重要性を十分理解の上、本会会員等に対する周知とともに適切な対応についての指導が依頼されたものです。

本件内容の問合せ先

日本獣医師会事業担当 駒田

TEL 03-3475-1601



22消安第8947号
平成23年2月14日

社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う飼養衛生管理の指導・徹底及び口蹄疫
に対する防疫対策の強化について

このことについて、別添のとおり各都道府県知事あて通知しましたので、御了知の上、
円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分御理解の上、傘下会員各位等
に対し周知されますとともに、適切な対応がなされるよう御指導方よろしくお願ひします。

写

22消安第8947号

平成23年2月14日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う飼養衛生管理の指導・徹底及び
口蹄疫に対する防疫対策の強化について

- 1 今般の高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の発生については、2月10日に開催された食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第38回家きん疾病小委員会において、「今後、渡り鳥が北方へ移動し始めることに伴ってウイルスも伝搬される可能性があることから、近隣に湖沼等があるなど野鳥の飛来ルート近くに位置する養鶏農場はもとより、全国全ての養鶏農場において、防鳥ネットの整備など野鳥及び野生動物の侵入防止対策や鶏舎への出入りに際しての消毒を徹底するとともに、死亡鶏の増加による早期発見・早期通報に努め、本病ウイルスの侵入防止及びまん延防止に引き続き努める必要がある。」と提言されたところです。
- 2 また、本日、愛知県新城市において、先般の発生に伴い設定された移動制限区域外で高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。
- 3 本病については、これまで累次の通知等により、飼養衛生管理の周知徹底・確認及び早期発見・早期通報の徹底等をお願いしており、直近では、「宮崎県、鹿児島県及び愛知県における高病原性鳥インフルエンザの患畜等の確認に伴う飼養衛生管理の指導・徹底について」（平成23年1月28日付け22消安第8477号農林水産省消費・安全局長通知。以下「指導・徹底通知」という。）に基づき、農場の衛生管理の一斉点検など本病の防疫対策の徹底・強化をお願いしているところですが、再度、本病の対策に万全を期していただきますようお願いいたします。
- 4 また、口蹄疫については、先日、石川県において疑い事例がありました。遺伝子検査の結果は陰性でしたが、早期通報がなされ、予め迅速・的確な防疫措置の準備ができた事例であったと考えております。

5 近隣諸国については、韓国において、2月7日に釜山広域市で発生が認められたほか、今般、北朝鮮においても発生が確認された旨 OIE に通報があり、我が国への侵入リスクは引き続き極めて高い状況にあると考えられます。

6 つきましては、口蹄疫についても、改めて発生状況等について広く畜産関係者（畜産農家と接する耕種農家等を含む）へ情報提供し、万が一発生した際には、早期の通報が確実に行われるよう指導を徹底していただきますようお願いいたします。また、万が一の場合には、円滑な防疫措置を講じることができるよう、市町村役場・農協など関係機関との情報共有及び連携を強固にするようお願いいたします。